# 平成24年度 デイサービスセンターいちばん星 事業計画

### ○ 運営方針

利用者の心身の特性を踏まえ、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う

利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止及び要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

近隣住民のコミュニケーションの場として、施設の設備を開放し、施設・職員・利用者・住民とのネットワークを形成するための設備・制度・組織を推進していく。

事業所では、介護保険法令及びその他の法令に対しても法令遵守が確実に行われていることを確認し、法令遵守の周知徹底を図る。

# ○事務目標及び計画

- ① デイサービスセンターの運営が円滑になされるため、人事・労務管理・保守管理・防災・各職種の連絡 調整を密に図る。
- ② 介護保険事業における利用者拡大を図る為にも、利用者や地域・居宅介護支援事業所に対し、季刊 誌の発行・地域交流・情報交換等を行い、いちばん星の認知度を上げていく。また、関係機関と連携し、地域のニーズ・実態の把握に努める。
- ③ 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市、居宅介護支援事業所、包括支援センター、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連係に努める。
- ④ 事業の拡大を実施時期を見極めながら検討していく。
- ⑤ 地域防災の一環で、災害時用ガスバルクを使用した炊き出し訓練を行う。
- ⑥ 介護保険事業の営業時間外に地域福祉活動の一環として一般開放を行う。

#### ○ 処遇目標

- ① ケアプラン(包括・介護保険)に基づき、通所介護計画を作成し利用者や家族の希望に沿ったデイサービスに心掛ける。
- ② 利用者の自立支援に繋がるよう、リハビリ体操やレクリェーション等の充実を図る。
- ③ 家族との交流を図り、情報交換していく事で問題の把握ができ、必要なサービスの提供をしていく事で介護負担軽減につなげていく。
- ④ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

# ○職員について

- ① 報告・連絡・記録を徹底する。また、朝や夕方の申し送りで情報交換をし、情報を共有していく。
- ② 職員の育成のため、星の郷と密に連係をとり、介護知識技術の向上を目指し研修会等の参加を促す。また、新人教育も含めた体制作りも行う。
- ③ アセスメント・通所計画の確認・職員間の情報交換等で利用者の状況把握をし、利用者にあったサービスの提供を行う。
- ④ 事故防止に努める。
- ⑤ 通所介護計画の定期的なモニタリングを行い、課題や問題点等を明確にし、その方にあったサービスの提供ができるように努める。
- ⑥ 感染症に対する知識を向上させ、集団発生防止のため、感染対策ならびに予防対策を積極的に実施する。また、家族に対しても感染症に関する認識を高めていく活動を行う。
- ⑦ サービスの質の向上を目指し、個々の職員の専門性を高めていく為にも、積極的な資格取得を目指す。

## ○ 各サービスについて

利用者本位のサービスを心掛け、利用者個々の状態等を把握し、その利用者に合わせたサービスの提供に心掛ける。常に新しい発想を取り入れ、いちばん星の特徴を生かしたサービスを検討し企画・運営していく。

## ○デイサービスセンターいちばん星の日程

8時30分~ 送迎

9時45分~ 朝の挨拶

健康チェック(血圧、体温測定)

10時00分~ 入浴、整髪、爪切り、機能訓練、創作活動

11時50分~ 口腔体操

12時00分~ 昼食、口腔ケア

13時00分~ 休憩、静養、談話、テレビ鑑賞(希望に応じて足湯使用)

14時00分~ リハビリ(機能訓練)体操、レクリェーション

15時00分~ おやつ、談話

15時30分~ テーブルゲーム等

16時15分~ 帰りの挨拶、帰宅準備、送迎

## ○サービスの具体的事項

#### ① 通所介護計画の作成

サービスにあたっては、利用者・家族に分かり易い通所介護計画を作成し、本人・家族の同意のもと、ケアの提供を行うものとする。通所介護計画書の作成にあたっては、居宅サービス計画に従い、生活相談員、介護職員、看護職員等の参加によるケアカンファレンスも適宜行う。サービス提供に関する経過は、実施記録に記載し、3か月から1年の期間を経て見直しを行う。

## ② 生活機能向上グループ活動

利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施する。

## ③ コミュニケーションの場

趣味活動や行事を行う事で、心身の安定と自立の促進を促し、これらを通じて利用者同士のコミュニケーションの場としても機能できるよう考慮する。

また、ボランティアの受け入れや地域住民と利用者が接する機会が多くもてるような企画を立て交流の場を作ることで、人と人とが自然に支えあうことができる事業所を目指すものとする。

#### ④ 送迎

送迎にあたっては、安全無事故に徹し、利用者の乗降、車内での様子については、担当者同士が連携を密にし、適時適切な対応がとれるように心がけるものとする。

#### ⑤ 健康管理

利用者及びご家族が、日常的な健康管理が行えるように連絡ノート等を活用しアドバイスするものとする。また、当事業所利用中、利用者の健康状態の把握に努め、入浴前の血圧・体温測定・月一度の体重測定の実施や、医療機関への受診が必要と認めた場合には、速やかにご家族へ連絡し、担当ケアマネージャー・医療機関への連絡・処置を敏速に行うものとする。

#### ⑥ 入浴

入浴介助は、当日の状態を把握し、言葉がけ等により、くつろいだ気分でにゅよくできる雰囲気作りに 努めるものとする。

### (7) 給食

健康管理を考慮するとともに利用者の嗜好、健康状態に対応した栄養に富む献立により食事を提供し、ゆったりと和やかな雰囲気の中で食事が出来るように心がけるとともに、季節にあった行事食を取り入れものとする。

## ⑧ 相談援助

利用者・家族からの介護や福祉党に関する悩みや問題について相談があれば、必要に応じて関係機関と連携をとりながら適切な対応ができるように心がける。

#### ⑨ 参加型福祉の実践

介護保険事業所としての営業時間外を有効利用し、地域にお住いの住民の皆様にコミュニティの場として無償開放する。

主に、当事業所の淀橋区の皆様に利用を推奨し多種多様なコミュニティの形成を図り、住民参加と共同を図りながら参加型福祉の実践につなげていく。

## ⑩ 苦情に対して

苦情が無いように常日頃からの取り組みや、苦情が出た場合の迅速丁寧な対応と改善に努め、苦情 対応窓口・苦情解決第三者委員を設置し、苦情に対して真摯に対応する。

#### ① 安全の確保

ヒヤリハットや事故報告後速やかに再発防止会議を開催し、リスク軽減を図る。

### (12) その他

- ア) デイサービスセンターの運営にあたり、法人内他事業所との協力体制の確立を図る。
- イ) サービスの質の向上

サービスの質の向上の為、施設職員の資質と職務能力を高め、利用者の皆様に対するサービス向上を図ることを目的とし、星の郷と合同で研修会を企画し実施する。

ウ) **防災について** 

地域防災の一環として事業所に非常用バルクを設置し、地震等の非常災害時において、ライフラインの一つである「ガス」が寸断された場合、地域の住民の為にバルクを解除し炊き出しを行う。

また、防災訓練の一環として特別養護老人ホーム星の郷と合同で避難訓練を行うものとする。

エ) 施設見学、利用相談について

デイサービスセンター個別のパンフレットを作成し、施設見学、情報提供の際に活用する。また、サービス全般について生活相談員が、本人・家族への相談・援助を行うものとする。

#### ○ デイサービス職員の心得

- ① 利用者の人格・尊厳を尊重し、その権利擁護に努めること。
- ② 支援者の立場を自覚し、利用者の主体性・個性を尊重すること。
- ③ 日頃から利用者の信頼を受け、かつ模範となる態度・行動に心がける。
- ④ 暴力・威圧の禁止

いかなることがあっても、利用者に対し体罰をふるったり、威圧感を与える態度・行動をとらないこと。

- (5) 健康チェックを行い、心身の変化を適切に判断し、早期発見と予防に努めていく。
- ⑥ 守秘義務の厳守。

いかなることがあっても、業務上知り得た情報、利用者及び家族、法人の情報等を第三者に口外しないこと

- ⑦ やむを得ない理由がない限り、いかなる身体拘束こ行わないこと。
- ⑧ 法令遵守の姿勢に疑問があったり、疑義が生じた、或いは生じている事を発見した場合は事業所責任者に報告する。